

藤ヶ谷清掃センター更新事業

特定事業の選定について

平成 20 年 6 月 9 日

別杵速見地域広域市町村圏事務組合

別府市、杵築市、日出町で構成される別杵速見地域広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）は、藤ヶ谷清掃センター更新事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨に鑑み実施することとし、同法第5条に準じて実施方針を策定し、平成20年4月14日に公表したところである。

このたび、同法第6条に規定される特定事業に準じる事業（以下「特定事業」という。）として選定したので、同法第8条の規定に準じて、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

1 事業概要等

本事業は、組合内で発生する廃棄物の適正な処理を行うため、エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設（2施設を総称して、以下「新施設」という。）を新設し運営・維持管理するとともに、既存最終処分場（排水処理施設含む。）を運営・維持管理することを目的とする。また、計画地に現存するごみ焼却処理施設（管理棟・計量棟を含む。）、粗大ごみ処理施設及び不燃物処理・資源化施設の解体・撤去を行う。

（1）建設予定地

藤ヶ谷清掃センター敷地内（大分県別府市大字平道字藤ヶ谷次の333-3）

（2）新施設の概要

ア エネルギー回収推進施設

- ①処理方式：焼却方式（ストーカ方式）
- ②施設規模：235t/日（117.5t/日×2炉）

イ マテリアルリサイクル推進施設

- ①形式：破碎、磁力選別、アルミ選別
- ②施設規模：25t/日

（3）事業方式等

ア 事業方式

本事業は、PFI法に準じて、選定事業者〔選定された入札参加者の構成員及び入札参加者の構成員が本事業の運営及び維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）で構成される。以下「事業者」という。〕が、組合の所有となる施設について整備、運営及び維持管理を一括して受託する公設民営（DBO）方式とする。

イ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

①新施設の整備及び既存施設の解体・撤去・場内整備工事

- ・整備期間：平成 21 年 7 月から平成 26 年 3 月まで（4 年 9 ヶ月）
- ・運営期間：平成 26 年 4 月から平成 41 年 3 月まで（15 年間）

②既存最終処分場（排水処理施設の運営・維持管理を含む）

- ・運営期間：平成 26 年 4 月から平成 41 年 3 月まで（15 年間）

ウ 事業期間終了後の措置

組合は、平成 41 年 4 月以降も新施設を継続して公共の用に供する予定である。その具体的な方法については、必要に応じて事業者の意見をききながら、組合が事業期間内に決定する。

なお、事業者は、事業期間終了時に新施設を組合の定める引継ぎ時における新施設の要求水準を満足する状態で、組合に引継ぐものとする。

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりとする。

①新施設の整備等に係る対価

組合は、新施設の整備等に係る対価について、設計企業と建設企業による共同企業体等に支払う。支払いは、基本的に整備期間中に行うものとする。

②委託料

組合は、S P C が実施する施設の運営・維持管理業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたって S P C に支払う。委託料は、物価変動があった場合、年 1 回協議する。また、委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

ただし、セメント処理業務委託料については、セメント化企業に支払う。

2 組合が直接事業を実施する場合とPFI事業等として実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をPFI法の趣旨に鑑みた事業（以下「PFI事業等」という。）として実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合、又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、次により評価を行った。

- ア PFI事業等として実施することの定性的評価
- イ 組合の財政負担見込額による定量的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的评价

組合の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 評価結果

- ア PFI事業等として実施することの定性的評価
 - 公共サービスの水準については、事業者が有する専門性やノウハウを活かした良質なサービスを、安定的かつ継続的に提供することが期待できる。
- イ 組合の財政負担見込額による定量的評価
 - ①組合の財政負担額算定の前提条件
 - 本事業を組合が直接実施する場合及びPFI事業等として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。
 - なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

組合の財政負担額算定の前提条件

	組合が直接実施する場合	P F I 事業等として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①建設費 ②人件費 ③用役費 ④点検補修費 ⑤起債金利	①建設費 ②委託料 ③起債金利
共通の条件	①事業期間 ア 新施設の整備及び既存施設の解体・撤去・場内整備工事 整備期間：4年9ヶ月 運営期間：15年 イ 既存最終処分場（排水処理施設の運営・維持管理を含む） 運営期間：15年間 ②事業内容 要求水準書において想定する事業者の業務範囲 ③割引率 4%/年	
施設整備に関する事項	組合の基本計画を参考に設定	組合が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する事項	組合の基本計画および技術文献を参考に設定	組合が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定

②組合の財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、組合が直接実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行う。

	財政負担の比較
組合が直接実施する場合	100
P F I 事業等として実施する場合	91

(3) 事業者に移転するリスクの評価

P F I 事業等として実施する場合は、組合が直接実施する場合に組合が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。P F I 事業等として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(4) 総合的評価

本事業は、P F I 事業等として実施することにより、組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、約 9 % の縮減を期待することができる。

したがって、本事業を P F I 事業等として実施することが適当であると認められるため特定事業として選定する。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合事務局

〒874-8511

大分県別府市上野口町 1 番 15 号 別府市役所内

担当:高橋、三代、倉林

電話番号 : (0977) 21-1111 (内線 4479)

E-mail : kouiki@city.beppu.oita.jp